

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

長崎市ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法や長崎県・長崎市の文化財保護条例、長崎市歴史文化基本構想に基づき、保存・活用に取り組んできたところである。本計画において、重点区域内に所在し、歴史的風致の維持及び向上のために保護を図る必要があると認められる歴史的建造物については、認定計画の計画期間内に限り、歴史まちづくり法の規定に基づき「歴史的風致形成建造物」に指定する。

これにより、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

2 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件及び基準

歴史的風致形成建造物の指定については、建造物の所有者及び管理者との協議のうえ、同意が得られたもの（ただし、民間が所有する物件にあつては当該建造物の所有者が、今後、適切な維持管理する意向をもっていることを確認する）を前提とする。そのうえで歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるもので、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。また、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を検討する。

なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物または重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物に指定された場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除するものとする。

【指定対象の要件】

- ①文化財保護法第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- ②長崎県文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- ③長崎市文化財保護条例第 4 条第 1 項に基づく市指定有形文化財
- ④景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
- ⑤その他、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものとして特に市長が認める建造物

【指定基準】

- ①建造物の形態、意匠または、技術上の創意工夫が優れているもの
- ②歴史性、希少性、地域独自性の観点から価値が高く、保全が必要なもの
- ③外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上に寄与すると認められるもの

3 歴史的風致形成建造物の維持・管理の方針

(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により指定されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理する。その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が必要である。公開に関しては、外観のみだけでなく、内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は、生活者の生活を阻害することのないよう十分な協議を行う。

なお、公開・活用之际して、歴史的風致である人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、建造物の価値を損なわない範囲で必要な防災上の措置等を検討する。

(2) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

ア 長崎県及び長崎市指定文化財である歴史的風致形成建造物

長崎県及び長崎市指定文化財については、長崎県・長崎市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。具体的には、建造物の外部及び内部ともに現状の維持または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

イ 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とし、文化財保護法に基づき、現状変更等の届出及び勧告・指導・助言を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努める。

ウ その他保全の措置が必要な建造物

歴史的風致形成建造物のうち、指定文化財等でない建造物は調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて登録有形文化財や市指定文化財、景観重要建造物等として登録・指定するよう努める。これらの建造物の維持管理は、歴史的風致を形成する建造物の外観を対象に現状の維持または文化財調査に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

4 届出不要の行為

歴史まちづくり法第4条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ①長崎県文化財保護条例の規定に基づく長崎県指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合

長崎市歴史的風致維持向上計画

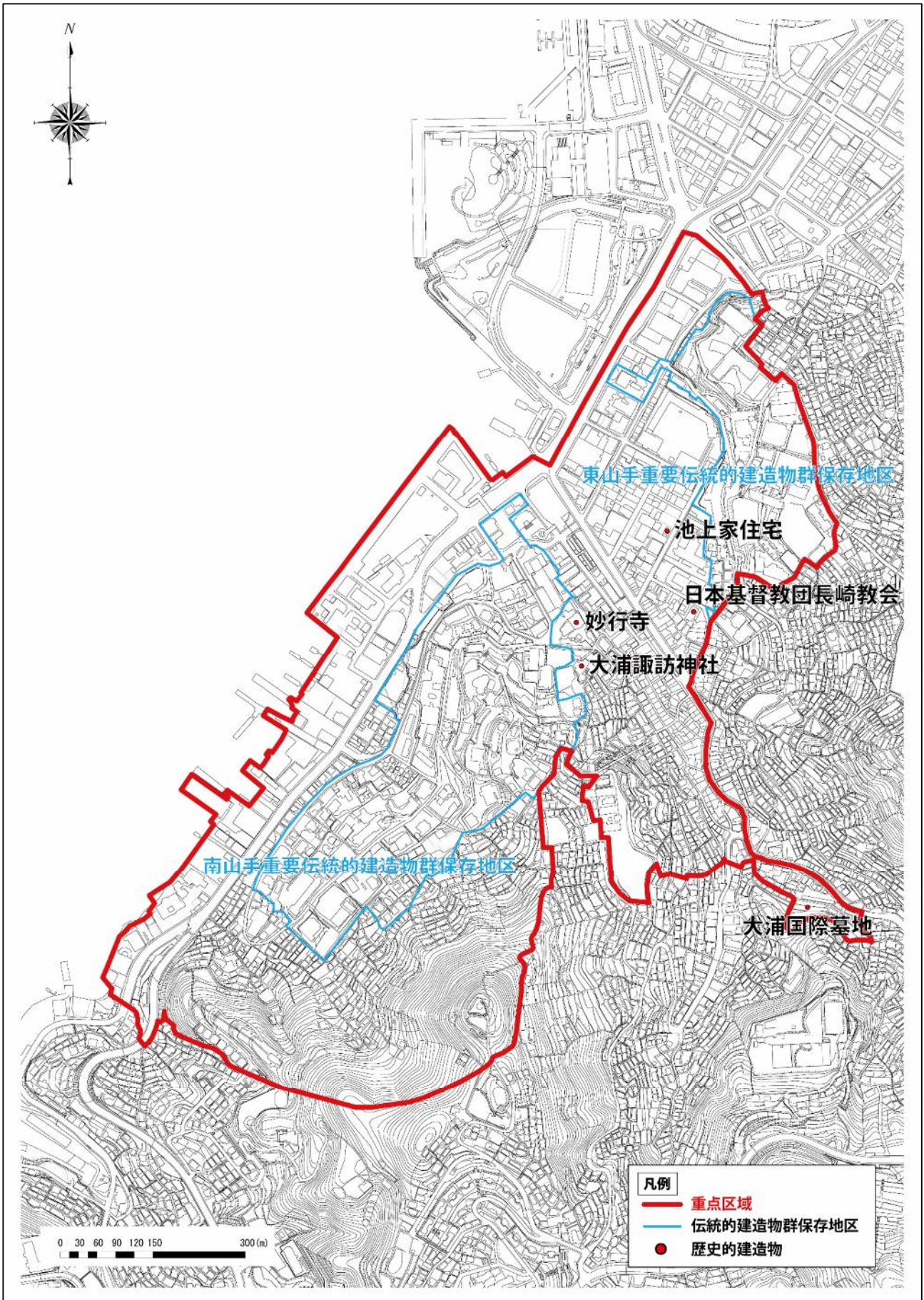
- ②長崎市文化財保護条例の規定に基づく長崎市指定有形文化財について、現状変更などの許可申請を行い、又は修理の届出を行った場合
- ③文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④文化財保護法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物について、同法第 133 条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ⑤景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合

5 歴史的風致形成建造物の指定候補

歴史的風致形成建造物の指定が想定される建造物は次のとおりである。

No	名称	写真	所有者	所在地	築年	備考
1	池上家住宅		個人	大浦町	明治 15 年 (1882) ~ 明治 31 年 (1898) の間	登録有形文化財 景観重要建造物
2	日本基督教団 長崎教会		日本基督 教団	大浦町	大正 14 年 (1925)	景観重要建造物
3	大浦国際墓地		長崎市	川上町	文久元年 (1861)	
4	大浦諏訪神社		大浦諏訪 神社	相生町	明治 40 年 (1907)	
5	妙行寺		妙行寺	相生町	明治時代	

歴史的風致形成建造物の指定候補



歴史的風致形成建造物指定候補の位置